

2015年度東京入国管理局参観事前質問への回答

アムネスティ・インターナショナル日本

(注：本質問事項は原則として貴局管轄の昨年1年間の状況を対象としています。)

1. 収容の状況について

(1) 現在の被収容者数を男女別、国籍別に教えてください。

454人(男性345人、女性109人)。国籍は40カ国で、上位3カ国はベトナム、中国、タイの順(12月7日0時現在)。

(2) 平均収容日数および最長収容日数を教えてください。

平均収容日数は38.7日。統計資料はないが、平成26年末日時点での最長収容の人の日数は854日であった。

(3) 正規職員数を部門別に教えてください。そのうち、常勤の医師と看護師の数を教えてください。

10月1日現在の処遇部門の正規職員数は137名。常勤医はいないが、大学などから医師4名が非常勤医師として週3日(月、水、金曜日)13時から17時まで診療している。看護師は常勤が2名おり、月曜日から金曜日の9時から17時まで勤務している。近隣の歯科医1名により原則として木曜日に歯科診療をしている。

(4) 医師による診察を申し込んだ数、受診した数、および外部の医療機関に移送した数は何件ありましたか。

庁内診療の申出件数は7,167件、実施件数は7,166件。外部診療件数は申出件数、実施件数とも454件。

(5) 過去5年間、1年毎における自傷行為の件数および自殺件数を教えてください。

自傷行為件数は平成22年：16件、23年：14件、24年：7件、25年：6件、26年：19件。自殺によって被収容者が死亡した件数は0件。

(6) 被収容者が拒食をした件数を教えてください。

全くないとは言えないが、統計をとっていない。正確な数字は回答できない。

2. 処遇について

(1) 被収容者処遇規則第18条(以下、「規則」という。)に基づく隔離処分は、同条各号および本文前段、第2項において、それぞれ何件ありましたか。

隔離総数は62件あったが、一つの事案で複数の行為に該当する物もあるので以下の合計数とは異なる。

ア 逃走、暴行、器物損壊その他刑罰法令に触れる行為(第18条1項1号) 21件

イ 職員の職務執行に反抗し、又はこれを妨害した(第18条1項2号) 31件

ウ 自殺又は自損(第18条1項3号) 19件

エ 上記を企て、通謀し、あおり、そそのかし若しくは援助した(第18条1項本文前段) 2件

オ 上記において、所長等の命令を受けるいとまがなかった(第18条2項) 59件

(2) 規則第2条に基づき、被収容者の生活様式の尊重をし、第2条の2に基づく意見聴取を行いましたか。また、聴取の回数を教えてください。

意見箱に投函された意見や苦情などの用紙を、当局の実施要領に則り、2週間に一回回収し、内容確認をおこなっている。年間で183件あった。

- (3) 規則第41条に基づく被収容者の処遇に関する申し出や請求の件数および内容について教えてください。

137,132件（処遇関係18,943件、その他118,189件）

- (4) 規則第41条の2に基づく被収容者から収容に関する不服の申し出の件数および内容について教えてください。

8件。主な内容は、遵守事項を遵守させるために必要な指導に対しての意見（規則7条）、職員による侮辱・いじめ・嫌がらせに対してのもの、隔離（規則18条）、疾病者の措置（規則30条）についてのものなど。

- (5) 規則第41条の3に基づき、被収容者が不服の申し出の判定に不服があり、異議を申し出た件数および内容について教えてください。

1件。疾病者の措置（規則30条）。

- (6) 規則第41条関連の申し出、請求、不服の申し出、異議の申し出についての制度内容を、被収容者にどのように告知していますか。

入所手続き段階に被収容者の求めに応じて口頭で説明（基本的に日本語で行うが、日本語を解しない場合には通訳を介して行う）したり、張り紙を掲示したり、居室に置いてある13ヶ国語で書かれた「生活の手引き」の中で説明している。

3. 戒具の使用について

- (1) 規則第19条に基づく戒具の使用は、下記においてそれぞれ何件ありましたか。また、その使用は必要最小限度の範囲内であるか所長等は確認をしましたか。

ア 逃走のおそれがあり、防止方法がない（第19条1項1号） 0件

イ 自己または他人に危害を加え、防止方法がない（第19条1項2号） 15件

使用状況は全て、局長が必要最小限度の範囲内であることを確認している。

ウ 収容所等の設備、器具その他の物を損壊（第19条1項3号）10件

使用状況は全て、局長が必要最小限度の範囲内であることを確認している。

- (2) 外部医療機関移送時、戒具を使用した件数は何件ですか。そのうち、医師等による診察時にも戒具を使用した件数は何件ですか。また、診察中にも戒具を使用した場合の判断基準について教えてください。

救急搬送時には戒具を使用していないこともあるので、また、病状によっては戒具を使用しないこともある。統計資料をとっていないので件数はわからない。診察時の戒具使用については、医師等の診察の妨げとならないよう配慮し、病状などを踏まえ、総合的に判断している。

- (3) 外部医療機関移送時は「被収容者処遇規則」では無く、「違反調査及び令書執行規定」が適用されているとのことですが、この「規定」での護送は、退去強制をする際の護送であり、戒具使用に関する条文は、「護送に当たっては、被退去強制者が、逃亡、暴行又は自殺等護送任務の遂行に支障を来すおそれがあると認められるときは、戒具を使用するものとする。この場合において、使用する戒具の種類については被収容者処遇規則第20条の規定による。」となっています。退去強制令書に基づく退去強制をする際の護送に関する規定を外部医療機関での受診の際の護送にも適用しているのは適用範囲を逸脱しているのではないのでしょうか。

「違反調査及び令書執行規定」13条に規定する「護送」とは、入管法61条三の二の二において、「入国警備官は、收容令書及び退去強制令書を執行するため、その執行を受ける者を收容し、護送し、及び送還すること」と規定されており、退去強制時の護送に留まらず、東日本センターへの護送、裁判所からの護送など、39条1項、52条3項及び5項の、收容令書及び退去強制令書の効力が及ぶ護送をいう。したがって、收容施設外である外部医療機関への護送についてもこの規定によって行っている。

4. 被收容者の難民認定等状況について

(1) 下記にあたる人数を教えてください。

ア 難民認定申請者総数、上位5カ国の出身国別数

313人。上位はスリランカ人55件、トルコ人46件、イラン人27、フィリピン人25件の順。それ以外は他の情報と照合することによって個人が特定され、プライバシーの保護に支障をきたす恐れがあるので、公表できない。

イ 難民申請一次認定者数、人道的配慮を理由に在留を認めた者の数

一時認定数：0人、在留許可数：1人

ウ 難民申請一次不認定者のうち、異議申し立てをした者の総数、上位5カ国の出身国別数

221人。スリランカ44、トルコ36。それ以外は他の情報と照合することによって個人が特定され、プライバシーの保護に支障をきたす恐れがあるので、公表できない。

エ 異議申し立てをした者のうち、認定者数、棄却者数、人道的配慮を理由に在留を認めた者の数、異議申し立てを取り下げた者の数

認定者数：0、棄却者数：0、人道的配慮を理由に在留を認めた者の数：0、異議申し立てを取り下げた者の数：不明。

オ 退去強制処分を受けた被收容者数、仮放免処分を受けた被收容者数

退去強制処分を受けた被收容者数：3,232人、仮放免処分を受けた被收容者数：1,110人（收容令書を執行された人：801人、退去強制令書を執行された人：309人）

(2) 仮放免申請の許可・不許可処分にかかる平均期間日数を教えてください。

41.85日

5. 入国者收容所等視察委員会の意見等について

(1) 平成26年4月25日に視察委員会から、「東京入国管理局及び東日本入国管理センターに收容中の被收容者が死亡した事案があり、緊急時の対応について問題を指摘する情報が寄せられた。今後、人命に関わる事案が発生した場合には、当視察委員会に対して事実関係について書面による報告と当該施設に保管されている医療関係記録の提示を願いたい。」との意見が出されました。これに対し、平成26年6月24日に、「今後、收容施設内で人命に関わる事案(死亡事案及び病気又は自損行為による重篤事案)が発生した場合には、事案の発生状況や当該者に係る診療状況等を含めた情報提供を書面をもってすることとする。なお、必要に応じて、視察委員会による医療に係る調査についても協力する。」と報告されていますが、これに該当する事案はありましたでしょうか。また、その場合には、「視察委員会による医療に係る調査について」どのような協力をされましたでしょうか。

平成26年11月26日に1件死亡があった。この件に関しては書面で情報提供した。また、視察委員会からの要請を受け診療関係の情報を提供している。

(2) 同じく、「収容場に掲示している『不服の申出を行う時の意思表示の方法』について、不服の申出の内容自体を収容場の職員に直接伝えるかのような表現となっており、正確な表現ではないので、不服申立て制度の意思表示の方法が被収容者に正しく伝わるよう、その記載内容について見直しを検討願いたい。」との意見が出されました。これに対し、「被収容者に対し、不服申出制度に係る意思表示の方法が正しく伝わるよう掲示物の記載内容を見直すこととする。」と報告されていますが、どのような措置をとられましたでしょうか。

不服申し出制度についての内規を一部改正し、正しく伝わるよう掲示物を見直している。

(3) 同じく、「収容の長期化に伴い、医療・食事・購入物品に関する要望が少なくない。医療については現状を見直し、改善する努力をしていただくとともに、食事・購入物品については、改善が可能と史料される点について、できる限り改善願いたい。」との意見が出されました。これに対し、「医療については、庁内診療に係る医療機器の更新及び臨床心理士のカウンセリングについて検討している。官給食については、被収容者の要望等を受けて、宗教上の配慮等をおこないつつ、各種の食材を取り入れることにより、メニューの多様化に務めた。また、物品購入品目については、適宜業者に申し入れを行い、対応可能な物品の拡充に務めているところ、今後も被収容者の要望等に耳を傾けながら、適切に対応することとしたい。」と報告されていますが、どのような措置をとられましたでしょうか。

平成27年年1月から臨床心理士の週1回のカウンセリングを行っている。同年10月にはレントゲン機器、心電計の更新をした。官給食は食材を増やしメニューの多様化に務めた。物品購入は被収容者からの要望を踏まえて品目を増やし現在約140品目となっている。

以上